

犯罪です。

不幸な命を産み出さないために
不妊去勢しましょう。

●愛護動物を遺棄・虐待した場合
100万円以下の罰金

●愛護動物を殺傷した場合
2年以下の**懲役**または
200万円以下の**罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。



動物の遺棄・虐待は



環境省

警察庁